

計画策定の背景

| 年度 | 2015 (H27) | 2020 (H32) | 2025 (H37) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 総人口 | 1,991千人 | 1,948千人 | 1,889千人 |
| 高齢者人口 | 510千人 | 560千人 | 575千人 |
| 高齢化率 | 25.6% | 28.7% | 30.4% |
| 要介護認定者数 | 81千人 | 96千人 | 109千人 |
| 要介護認定率 | 16.1% | 17.2% | 18.9% |
| 認知症高齢者 (推計) | 82千人 | 100千人 | 118千人 |

介護保険法の改正

H26改正（H27.4施行）

- 特養新規入所者の重点化（要介護3以上）
(H29.4までに実施)
- 予防給付（訪問介護・通所介護）の市町移行
(H30.4までに実施)
- 生活支援サービスの充実強化
生活支援コーディネーター・協議体の配置
- 在宅医療・介護連携の推進
地域の医療関係者と連携した在宅医療・介護の提供体制構築
- 認知症施策の推進
初期集中支援チーム等の設置

H29改正（H30.4施行）

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者（市町）機能の強化と県による支援の明記
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進



住み慣れた地域で生活を継続するための市町の役割の重要性が増大
県による市町支援の重要性が増大

七期計画のポイント

地域包括ケアシステムの深化・推進
主体となる市町の支援

基本的考え方

- 医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた地域における連携の強化
- 介護保険法の改正趣旨を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現のための市町に対する支援、連携強化

介護予防・日常生活支援の推進

- 介護予防の推進
市町が実施する介護予防事業へのリハビリ専門職の派遣や住民主体の通いの場の充実
- 生活支援対策の推進
地域のサービス資源発掘やネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターの養成と活動の支援
- 地域包括支援センターの機能強化
保健・医療・福祉の地域ネットワーク構築支援や市町が行う評価に対する支援
- 地域ケア会議の推進
地域課題の抽出や政策形成に向けたケア会議開催のための研修開催やアドバイザーの派遣

介護サービスの充実・強化

- 介護サービスの基盤整備
在宅での自立した生活継続のためのサービス充実や、在宅での介護が難しい高齢者の増加に対応した適切な施設整備
- 介護サービスの適正な運営
サービス情報の公開推進や市町の給付適正化事業への支援

Ⅲ サービス見込量等の推計

- ①施設・居住系サービスの基盤整備計画
 - 特別養護老人ホーム
10,194床（六期末）→ 11,174床（七期末）

②高齢者人口・介護サービス見込量

- サービス利用者数（施設・居住系、居宅合計）
67千人（2015）→74千人（2020）→84千人（2025）
- 介護給付費
1,170億円（2015）→1,455億円（2020）→1,727億円（2025）

計画の構成

基本目標

- 「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現

I 総論

策定の趣旨

- 県及び市町が目指す高齢者支援施策の方向性を示す
- 第六期計画より位置づけた「地域包括ケア計画」としての地域包括ケアシステムの深化・推進
- 市町が策定する介護保険事業計画及び栃木県保健医療計画との整合性確保

II 各論（主なもの）

生きがいくりの推進

- 社会活動の参加促進
生涯現役応援体制構築のための市町に対する支援
- 就業機会の確保
「とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと）」等における相談やセミナー開催

在宅医療・介護連携

- 在宅医療資源の充実
在宅医療に携わる医療従事者の確保・育成及び質の向上
- 在宅医療・介護連携体制の充実
切れ目のない医療・介護の提供のための体制やルール整備

認知症施策の推進

- 医療・介護の連携による適切な対応
認知症疾患医療センターの拠点機能強化や地域の医療機関・相談機関との連携推進による重層的な連携体制構築
- 若年性認知症への対応
若年性認知症への理解促進や相談体制の充実